

# 満州事変と幣原外交

白井勝美

## 1

一九三〇年十月二十七日英国外務省ロカルノの間で、この年四月調印されたいわゆるロンドン海軍軍縮条約の批准書寄託式が挙行された。そして同日、浜口首相、フーバー米大統領、マクドナルド英首相の三首脳はラジオ放送を通じて全世界に向け、ロンドン海軍条約成立を祝し、その意義を強調したのである。

浜口（雄幸）首相はこの演説のなかで、ロンドン海軍条約が人類の文明に一新紀元を劃したことを指摘すると同時に、一九二八年の不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）に触れ、「不戦条約は戦争を絶対に否認したるものでありますが故に、苟もこの嚴肅なる約束に違反するものがありますならば、其の国は勿論、全世界を敵とすることに成るべきであります」と、侵略国は不戦条約により全世界を敵としなければならなくなると警告した。「現在の世界は、列強互に相敵視して動もすれば、力に訴へてまでも、自国の利益を開拓せんとしたる所謂「冒険時代」は既に経過しまし

て、今や各国互に相信頼して共存共栄を計る所の「安定時代」に到達しているのであります。浜口が「安定時代」の到来を確認し、もしこの「安定時代」を無視する侵略国があれば、全世界から敵視されると述べたのは、一年後の満州事変を考える時、象徴的であり、浜口自身もこの演説の約二週間後、ロンドン海軍軍縮条約締結に不満な一青年によって狙撃され重傷を負うにいたつたのである。

浜口首相の云う「安定時代」を東アジアにおいて確保するためには、どのような条件が具備されることが必要であつたか。浜口内閣、幣原（喜重郎）外務大臣が海軍軍令部の強硬な反対にもかかわらず、ロンドン海軍条約の成立を選択したことは、それが東アジアにおける「安定」確保への必須条件と見なされたからである。「倫敦會議に於ける我最終態度決定の顛末茲訓令」はこの間の事情を「要するに日英米の協調に破綻を生ずるときは極東方面の國際政局は安定を期し難い、三国間の友好的諒解あつてこそ、極東に於ける日本の地位は鞏固を加へ、世界の平和は有力なる保障を得られるものである」と説明した。「日本と英米との國交が円満なる限り、支那は遠交近攻又は以夷制夷の政策を弄するの余地がないけれども、日本と英米とが離反して相對峙するならば、支那は之に乗じて何事に付ても日本に強く反抗するの態度を執るに至る」と日英米三国の協調がロンドン軍縮會議の決裂によって危殆に頻するのを幣原外相や浜口首相は対中国政策遂行上から憂慮し防止しようとしたのであつた。

一九二〇年代いわゆる幣原（第一次、第二次）・田中外交が直面したのは、中国のナショナルリズムを背景とする國權回復の要求であり、不平等条約廃棄の中國世論であつた。中国の不平等条約廃棄の昂揚する世論に對抗し、それを若干でも緩和し、猶予させるためには日本にとってイギリス、アメリカ等列強との基本的な提携が必須の前提であつた。關稅自主權の回復、治外法權の撤廢という中國世論の要求は、軍閥政府、國民政府ともに無視できず、列國も徐

々に譲歩を余儀なくされたのである。一九三〇年の日中関税協定を最後に中国は原則的に関税自主権の獲得に成功した。しかし一九三〇年の日中関税協定は、綿製品など日本の主要中国向輸出品にたいし、なお三年間低税率を許与していたので、中国が真に関税を自主的に操作し得るのは一九三三年からであった。日本が一九二五年の北京関税会議で中国の関税自主権承認を声明してより関税条約の締結まで五年、実施まで八年が経過しなければならなかったのである。

一九三〇年の日中関税協定の締結により、関税問題は一段落し、治外法権撤廃問題か一九三〇年から三一年にかけての不平等条約改訂問題の焦点となってきた。

中国の治外法権撤廃問題にたいする幣原外相の方針は第一次外相時代（一九二四―二七）から一貫していた。一九二五年十二月十四日付で閣議決定を加藤（高明）首相に要請した治外法権撤廃問題に対処する一般方針は、幣原のこの問題にたいする積極的な姿勢を浮彫にするものであった。発展途上国としての中国の不平等条約廃棄の要求にそいつつ、既得権益を徐々に抛棄し、中国の統一と安定のなかに新しい経済的發展を期そうとする展望がこの方針の基底にあった。

#### 治外法権委員会に対する一般方針

一、支那か治外法権制度の羈絆より脱せむとする宿望は最近暹羅土耳其古等の实例に刺激せられて益々熾烈を加へ、国民の現行制度に対する不満は内外の煽動者に口実を与へて屢々排外運動の因を成し、今や北京の治外法権委員会に当りては本問題の最終解決に全力を竭すへきこと疑を容れず。熟ら世界思潮の大勢に稽ふるに、本件支那の国民的宿望は今後久しく之を抑圧することを得ざるのみならず帝國政府としては寧ろ此際進んで之か達成を援助し、一は

以て支那人心の安定を図り一は以て同国に於ける我經濟的利益の増進に資するを得策なりと認む。

二、然れども支那の現状に於て直に治外法権を撤廃するは時宜に適する所以に非ず。支那は先ず自ら内外人の身体及財産の保護に直接關係ある各般の法規を制定実施すべく、帝國政府は右法規実施の日より一年の経過を待て本件特權を抛棄するの決意を有す。但し治外法権撤廃後と雖之に伴ふ在支外国人の不安を除去せむか為若干の期間支那に於て特定事項に付保障を与ふることを要す。

三、治外法権撤廃地域は支那全部に亘るを当然とするも、會議の形勢に依りては当初數省に限定し漸次他省に及ぼすこととするも不可なし。何れの場合に於ても數カ所の共同居留地及各国專管居留地並公使館區域及滿鉄付属地は其の多年の歴史と現状とに顧み一般の事例を以て之を律することを得ず。当分の内現制を維持して之が解決は他日の考量に譲るの外なく殊に滿鉄付属地に付ては我國民的感情の極めて鋭敏なるものあり直に其現制の変更を許さざるは已むを得ざる所なり。

四、治外法権の撤廃せられたる地域は当然外国人の居住營業の為に開放せられざるへからず。支那か此原則を承認するは帝國政府の最重要視する所なり。之と同時に帝國政府は治外法権撤廢の結果として民事刑事一切に対する支那の法權並支那の警察權及課稅權を齊しく承認する意向を有す。

五、若し支那又は列国の提議にして、或は支那の不合理なる民論に迎合し或は人種的偏見に捉はれ殊に支那の國際管理又は内政干渉に亘るか如きものあらは帝國政府は主義として断然之に反対し常に公正の見地に依りて終始せむことを期す。方針の細目に至りては別に開列する所に依る。

北洋軍閥時代におけるこの基本方針が數年を経た一九三一年の時点で、大綱においてほとんど変わらないところに寧

る問題があった。その責任が中国側自体にあるのか、あるいは日本がその重要な一翼を担う列国側にあるのかは措くとしても、幣原が時代の過勢にたいしきわめて鋭敏であり、その対処方針が正鴻を射たものであったことは疑い得ない。列国との改訂交渉が遅々として進まなかったため、国民政府は一九三一年五月四日、翌一九三二年一月一日を期して治外法権を廃止し、在留外国人を中国法権の管轄下に置くことを一方的に公布した。「管轄在華外国人実施条例」がそれである。

つぎに一九三二年四月下旬の幣原外相（若槻内閣）の「中国に於ける治外法権撤廃に関する大綱方針案」を検討してみた。それは幣原が中国の現状をどのように認識しかつ評価していたかに直接関連してくると考えられるからである。

この方針ではまず治外法権撤廃から除外する地域として、共同居留地及専管居留地ならびにその隣接地域、鉄道付属地が挙げられている。そして「租借地」は法権撤廃とは関連のない地域としてまったく撤廃の対象からはずされるのが注目される。

除外地域としての「共同居留地、専管居留地ならびにその隣接地域」という項目は日本のみの問題ない。しかし租借地（旅順・大連をふくむ遼東租借地（関東州）、鉄道付属地（南満州鉄道付属地）は、日本特殊の問題であり、居留地、専管居留地については、英米等と中国との交渉の進展によっては、譲歩の余地があるが、租借地、鉄道付属地の治外法権撤廃は問題外という方針である。租借地、鉄道付属地では、すべて現状が維持され、この地域に居住する日本人を被告とする民事事件、およびこの地域内でおきた日本人の犯罪は、日本の裁判所が管轄するわけである。

一方、治外法権撤廃後の中国側の裁判制度について、日本案は厳しい制限を課している。

(1) 日本人が原告または被告となった事件は、中国の新式法院において近代的法律觀念に基く法令に従い正式の訴訟手續によつて審理、かつ判決されること

(2) ハルビン、吉林、瀋陽、間島、北平、天津、青島、濟南、上海、南京、重慶、漢口、廣東、福州、厦門、雲南の新式法院には特別合議廷を設置する。この特別合議廷には、外国人の法務顧問を配置し、外国人に關係ある事件の裁判には外国人法務顧問が関与し、その権限は中国裁判官とほぼ同一とすること。日本人が被告の場合は、外国人法務顧問はなるべく日本人とすること

換言すれば、中国は治外法權撤廢後、全国の主要都市十六箇所に裁判官と同程度の権限をもつ外国人法務顧問を配置し、外国人の關係する裁判には、この外国人法務顧問を參劃させねばならないという重大な制約を受けることとなるのである。

この四月段階の日本の方針を、六月のイギリス案と比較して置きたい。

イギリス案では、除外地域は上海と天津の二箇所である。大上海地域は、治外法權撤廢後五年間中国法權の適用から除外され、さらに五年間適用が猶余される。つまり条約改訂後十年間この地域の外国人は治外法權を享受できるわけである。天津地域は五年間除外されるが猶予期間はない。

外国人法務顧問については、イギリス案はハルビン、瀋陽、天津、青島、上海、漢口、重慶、廣東、福州、昆明の九箇所の地方法院および控訴裁判所である高等法院に外国人法務顧問 (Legal-counsellor) を配置し、裁判官は、この外国人法務顧問の見解を尊重しなければならないことになっていた。

治外法權問題に關する方針を受けて南京に帰任した重光 (葵) 臨時代理公使は五月八日、ジョンソン米國公使と会

談し、滿州問題の存在が治外法権交渉に関する日本の立場をきわめて困難にしていることを告げた。滿州には開市、開港場以外に百万の朝鮮人と二十万の日本人が居住しているので、中国側が主張するように、日本が遼東租借地の返還、滿鉄守備隊の撤廃、日本租界や日本海軍根拠地の撤去などに応じないかぎり、治外法権の撤廃に対する内地開放の代償は、日本に与えないというのであれば、日本の生命線と云われる滿州の權益は危機にさらされるとの見解を重光は披瀝した。

幣原外相が直面している対中国外交の最重大課題である治外法権撤廃交渉は、英、米等列国とともに中国の要求に対応する共通の問題と、あきらかに日本のみが対処を余儀なくさせられる特殊な問題と二重の困難をかゝえているのが現状であった。

一九三一年夏、万宝山事件、中村大尉殺害事件と滿家の事態は刻一刻緊迫化していたが、幣原外相の最も重要視した治外法権撤廃問題もまた遼東租借地（関東州）、滿鉄付属地の処理など、滿州問題がその解決への最大の障碍となっていたのである。

### 3

一九三一年九月十八日（土曜日）夜、中国東北地方瀋陽（奉天）の北方で滿鉄の軌道が中国兵によって爆破されたと称して、関東軍（在滿日本軍）は一斉に軍事行動をおこし、南滿州の主要都市を占領した。二十一日までに日本軍が占領したのは、奉天（人口三十五万）をはじめ、吉林（十九万）、長春（十万）、營口（十万）、安東（十四万）という南滿州の中心都市である。

奉天の林（久治郎）総領事は、十九日早くもこの事件は「全く軍部の計画的行動」と判断した。北平のジョンソン米公使は、日本が長期にわたって準備した計画が、慎重かつ組織的に実施されたものと見た。東京のリンドレイ英大使も、この事件は中国軍の鉄道爆破に藉口した関東軍、あるいは参謀本部の計画的行動と判断した。つまり九・一八事件が、日本側の計画的行動とすることに於いて、ほぼ一致していたのである。しかしこの計画が日本政府の責任に於いてなされたのか、軍部（陸軍）の発議によって実行されたのか、あるいは陸軍の一部（関東軍）の計画であったのかなどの点を外部より判断することは困難であった。スチムソン米國務長官は、九・一八事件が日本政府の企図か、あるいは一部軍人の恣意的行動か判断としないとして、不戦条約の発動には慎重な態度をとった。中国国民政府は、二十一日連盟規約第十一条に基き、日本の軍事行動を国際連盟に提訴し、理事会の召集を求めた。翌二十二日から三十日まで理事会が七回召集され、日中双方の主張を検討し、理事会がいかに対応すべきかの討議がなされた。

理事会で中国代表は日本の軍事侵略が広汎な地域にわたっているのを糾弾し、中国側が不抵抗方針をとっていることを訴え、一方日本代表は、優勢な中国軍の包囲のなかで満鉄や日本人居留民の生命財産を保護するためには、南滿州の諸都市を軍事占領する必要があるとの自衛論を展開した。この対立する主張にたいし、連盟理事会は、現地にオブザーバーを派遣し事実調査をさせることを提案した。中国は直ちに賛成し、芳沢（謙吉）代表も、この案は合理的であり、オブザーバー派遣を拒否すれば日本の意図に疑惑をもたれると幣原外相の同意を求めた。しかし幣原外相はオブザーバー派遣を拒否し、この案を中止させるよう芳沢に強く指示した。結局理事会は、「むしろ支那側を抑え充分我に有利なる状況」のもとで、オブザーバー派遣案を中止した。理事会は九月三十日、日本が滿州になんら領土的目的を持たないこと、日本は自国民の生命財産の安全が確保されるならば直ちに出動軍隊を撤兵させること、両国



は事態を悪化させるいかなる措置もとらないことを確認した決議を成立させ、十月十四日次回の理事会を召集するとにして休会に入った。

幣原外相は、連盟からのオブザーバー派遣は「一般国民の感情を強く刺激し干渉を蒙りたりとの印象」を与え、現在の機微な情勢のもとでは事態を改善するよりも寧ろ悪化すると拒否の理由を米代理大使に伝えた。

幣原外相の九月段階での事変対策は、まず第一に戦争の不拡大であり、ついで連盟ならびに第三国の介入拒否であり、国民政府との直接交渉による事態の打開であった。しかし事件直後、問題解決のための日中兩國による委員会組織を提案した国民政府行政院副院長宋子文は、日本軍の軍事行動の拡大と、若槻内閣が「陸軍をよく制御し得るや否や疑惧の念なきを得ず」との理由で直接交渉を拒絶するにいたった。幣原外相としては事件解決の端緒を得ることが出来なかつたのである。

#### 4

九・一八以後南滿州一帯の軍事占領を断行した関東軍首脳部には明らかに政治的意図があった。九月二十二日関東軍首脳部は「我國の支持を受け東北四省及蒙古を領域とせる宣統帝を頭首とする支那政權を樹立し、在滿各種民族の樂土たらしむ、……国防外交は新政權の委嘱に依り日本帝國に於て管理し、交通通信の主なるものは之を管理す、内政其他に関しては新政權自ら統治す……」との「滿蒙問題解決策案」を決定した。つまり、滿鉄付屬地という原駐地から出兵して、一挙に南滿州の要地を占領した関東軍は、このような意図を軍事力を行使して実現させようとする「政治的」軍隊であり、その背景として一定の中國認識が関東軍の首脳部にあつたのである。

「支那全体を観察せんか永く武力を蔑視せる結果漢民族より到底眞の武力を編成し難き状況に於て主權の確立は全然之を望む能はず……軍閥学匪政商等一部人種の利益の爲めに支那民衆は連続せる戦亂の爲め塗炭に苦しみ良民亦遂に土匪に悪化するに至らんとす、四億の民を此苦境より救はんと欲せば他の列強か進て支那の治安を維持する外絶対に策なし、即ち國際管理か某一國の支那領有は遂に來らざるへからざる運命なり」

これは関東軍高級參謀であり、滿州事變の中心的な企画者石原莞爾が一九三一年四月再印刷（起稿は一九二七年末）した「現在及将来に於ける日本の国防」の一節である。板垣（征四郎）関東軍參謀長も「吾人の直観する所によれば支那人が果して近代國家を造り得るや頗る疑問」と同年五月講演している。中国には近代國家を形成する能力はなく、中国は結局列國の國際管理をうけるか、ある一國（日本）の支配下に置かれる運命にあるというのが、関東軍首腦部の中國觀であった。「我國情は殆んど行詰り人口糧食其他の重要諸問題解決の途なきか如し」という日本の窮境を打解するには、滿蒙問題の解決しかなく、滿蒙問題の解決は「日本が同地方を領有することによりて始めて完全達成」されるのであり、それは「單に日本の爲めに必要なるのみならず、多数支那民衆の爲めにも最も喜ぶべきことなり、即ち正義の爲め日本が進て断行すべきものなり」（「國運転回の根本國策たる滿蒙問題解決案」という結論に関東軍は到達していたのである）。

関東軍の迅速果敢な「政治的」軍事行動は東京の軍中樞に重大な刺戟を与えた。十月八日陸軍三長官會議は「時局処理方策」を決定し、翌九日南（次郎）陸軍大臣がこれを若槻首相に提示した。そして陸軍側の記述では「首相は陸軍の主張は大體に於て了解した」と答えたとある。この処理方策には「滿蒙問題は支那本部より分離して滿州に樹立せらるべき新政權と交渉し根本的解決を期す」「支那本部所在の政權とは滿蒙自体の問題に關する交渉は之を避く」

とあった。滿蒙問題については国民政府との外交交渉を拒否し、滿蒙の中国よりの分離、そして新政権との交渉による日本権益の確保を期するものであった。換言すれば九月の閩東軍構想が中央の陸軍首脳部によって採択され、陸軍としての意志表示が南陸相によって若槻首相に提示されたのである。

この日（十月九日）若槻内閣は閣議を開き十四日から再開される理事会への対策を協議し新たな日本軍撤兵条件を議定した。それは、滿鉄付屬地外に出動した日本軍が撤退するためには、撤退前に国民政府との間に五箇条の基本的大綱が締結される必要があるという内容である。

- (1) 侵略的政策若くは行動に出でざることを相互的に宣言すること
  - (2) 敵対的運動抑圧の爲総ての可能性ある手段を執ることを相互的に約定すること
  - (3) 日本は滿州を含む支那の領土保全を尊重する其既定方針を再び確言すること
  - (4) 支那は滿州の各地方に居住し若くは旅行し平和的業務に従事する日本臣民に有効なる保護を与うることを約定すること
  - (5) 両国政府は破滅的競争を予防し滿州に於ける鐵道に関する現存日支條約の規定を実施する為日支鐵道系統の間に必要なる取極を取結ばしむること
- の五項目である。

これは九月三十日の理事会決議で確認した日本人の生命・財産の安全が確保されれば速に撤兵するという公約に新たな条件を付したものである。この閣議決定は、滿州が中国の領土であること、日本軍は基本大綱の成立を見れば原駐地に撤退すること、基本大綱の目的は滿州に関する日中間の現存條約の尊重、実施であることを示すものである

が、これらの方針が同日陸軍を代表して南陸相から若槻首相に提出された関東軍ならびに陸軍の対滿構想と全面的に矛盾することは明らかである。

滿州に関する現存条約の尊重、条約義務の履行を中国側に要求し、その貫徹をみることによって、出動日本軍の撤兵を計るといふ幣原の構想は、既存条約の尊重という名分を建てることによって事態の打開を計ろうとするものであった。

ジュネーブの芳沢代表は、従来の日本人の生命財産の安固が確保されるならば撤兵するという説明は「畢竟受身の立場」なので、今度の事件は数年来の中国官民の条約違反に胚胎するのであって、日本人居留民の生命・財産を保護するのみでなく、中国側に条約上の権利を尊重させることにも目的がある、「我方論拠を生命財産保護論に加へ事変の真因たる条約尊重論に立脚して論陣を張る」のが理事会ならびに世論にたいして日本の立場を有利にさせると八日建言してきた。中国が既存条約を遵守せず、無視しているという点に列国の注意を惹き、不平等条約に関連する中国の条約無視を警戒している列国に共通の関心を持たせようとする意図である。幣原外相も、この点には同意であり、条約に規定された在滿日本權益にたいする侵害、排日教育の実施などを列挙し、事変にたいする芳沢の云う受身的態度から「本件の根本的原因に触るる所なく之を偶発的事件として処理するが如きは日本国の到底承認し難き所なり」と積極的な姿勢への転回を示したのである。

ジュネーブで連盟理事会は一日予定を早めて十月十三日から再開された。フランスのブリアン外相が議長となり、イギリスのレディング、イタリーのグランディ両外相も出席した。ブリアン議長はとくにアメリカ代表をオブザーバーとして理事会に出席させることを提案、日本代表の強い異議にもかかわらず、手続条項として十三対一（反対日本）で

可決した。スチムソン米國務長官は日本軍の錦州爆撃以来態度を硬化し、日本の軍事行動を不戦条約違反とする見解を強めつゝあり、理事会が不戦条約問題を討議するさいには、アメリカ代表の出席を認めた。結局列国は十月中旬各別に日本と中国に不戦条約とくに第二条に關し注意を喚起した。第二条は「締約国は相互間に起るべきことあるべき一切の紛争又は紛議は、其の性質又は起因の如何を問はず平和的手段に依るの外之が処理又は解決を求めざることを約す」である。幣原外相はアメリカはじめ列国の不戦条約に基づく注意喚起にたいし、九・一八以来の日本軍の軍事行動は、満鉄および日本人の生命財産を保護するためのものであって「中国との諸懸案解決の爲戦争に訴うるか如きは帝國政府の全く考慮させる所なり」と条約尊重の意向を回答した。そして逆に中国において組織的排日運動が、重罰あるいは死刑の威迫のもとに反日団体によって民衆に強制され、しかも國民政府が國家の目的達成の手段としてこのような反日団体の活動を容認しているのは不戦条約第二条の明文または其の精神に違反するものと告発したのである。たしかに中国における排日運動、とくに日本商品ボイコット運動は重大な打撃を日本に与えてをり、國民政府、國民黨が黙認あるいは支援を与えているのは事実であつた。しかし、ドラモンド連盟事務総長が指摘するように「日本軍隊が現在の如く殆ど傍若無人に振舞ひ居る間、ボイコット又は排日運動の責を中国のみに負わしむることは殆ど難かるべし」という状況のもとで、日本の反発は大きな説得力をもつものとは認められなかつた。

芳沢代表は、中国とくに満州の現状がヨーロッパ的觀念では想像し難い特殊な状況にあることを連盟首脳部に強調した。芳沢は理事会に出席したレディング英外相に貴下は「多年印度總督として印度に在せられたる故、東洋の事情に精通せらるる事と思わる、然らば満州支那の状況も大体想像に難からず、満州の状況は欧州諸國に於ては想像し得ざる状態なり、而して敗殘兵十数万居り馬賊絶えず横行せり、日本の今回の付屬地以外の出兵の如きは勿論戦争と

称すべからざるのみならず、仮令戦争と称し得へしとしても所謂『コロニアルウオア』にして欧州諸国の間に於ける出兵等とは到底比較すべくも非らず」と日本の軍事情動は満州の特殊な状況からおこる己むを得ざるものとして説得しようとした。しかしレディング外相もまたドラモンド事務総長も、日本が満州の要地を軍事占領したまゝ、鉄道問題など懸案の解決を撤兵の条件とする事は、連盟規約の精神に違反しているとして強く非難し、理事会の空気は圧倒的に日本に不利であった。連盟における完全なる孤立化を憂慮した芳沢代表は、基本大綱とくに第五項の緩和を幣原外相に要請した。幣原は二十二日芳沢の困難な立場はよく認めるがと前提した上「此の儘理事会の大勢に屈服せむか支那は永久此の妙味を忘れざるべく今後毎に列国殊に満州の事情に暗き連盟に縋りて非違を遂げむと試むる一方我國の抵抗に遭へば排日排貨を以て対応すべく斯くては帝国に取り実に死活の問題たるを以て今や我国内朝野を挙げ政党政派の区別なく各階級を通じ一大決心を以て困難に膺らむことを期するに至りたる次第にて貴理事等の背後には国民一致の後援あることを此の際特に銘記ありたし」と打電し、日本の大綱協定要求に譲歩の余地がないことを明示した。すでに陸軍中央が満蒙独立の方針を決定し若槻首相に通告している状況においては、基本大綱自体たとえそれが容認されたとしてもその実現はきわめて困難な事態にあった。

二十四日の理事会に、ブリアン議長は出動日本軍が十一月十六日、つぎの理事会開催予定日までに付属地内に全部撤退すること、日本軍の撤退完了後、日中両国代表は今次の事件のみならず、満州の鉄道問題等に関する困難をも除去するため直接交渉を開始するという決議案を提出した。この案によれば、出動日本軍の撤兵が日中直接交渉開始の条件となつてをり、幣原外相の方針と前後をまったく逆転した内容であった。しかも十一月十六日という撤兵期限があり、日本にとっては到底承認し得ぬ決議案であった。採決の結果は、十三対一、理事国十四国のうち反対は日本の

みであった。しかし理事会の採決は手続条項をのぞき全会一致を要するという規約により、本決議案は否決となったのである。芳沢代表は、体会に入ってから日本の今後採るべき措置について英・仏等列国と共通の立場にたつべきことを示唆した。中国の国権回復運動その他の直接行動に打撃をうけている列国は、中国に条約を遵守させようとする日本の主張に共感を覚えるに違いないとの認識が芳沢にあった。「支那の国権回復運動殊にポイコット其の他の直接行動に關し、列国が從來甚だしく悩まされ、現に施肇基が支那政府の訓令に依り条約上の権利義務尊重に關する態度を表現するや、英仏等に於ては之を以て予期せざりし貴重なる副産物となし、日本側が此機に乘じ局面展開を行ひ、列強と共に支那に於ける既得の權益確保に乗り出さんことを要望し居れるやの趣にもあり、若し帝國政府に於て此列強共同の希望を後循として支那側を追求すれば、我立場は甚しく優勢となるべく……」と芳沢は十一月二日幣原外相に上申した。施肇基中国代表は十月二十四日ブリアン議長に「中国は國際連盟の総ての連盟国と同様規約の条項に依り条約上の一切の義務を細心に尊重する」旨趣の書翰を送り、列国の注視するところとなつたのである。

折しも上海では、太平洋問題調査会の太平洋會議が十月二十一日から十一月二日まで開催された。上海の排日状況はきわめて險悪化してをり「燐寸一本誰かが擦れば、直ぐにも爆發しそうな熱し切った興奮が日毎に強く渦の様に巻き起されていた」と参加者の一人（浦松佐美太郎）は書いている。この會議で当然上海租界と治外法権問題が討議された。上海租界問題は、市理事会の委嘱で南アフリカのフォーラム判事が提出した報告を基礎に討議された。フォーラム報告書は、「現在の不合理な幾つかの状態を認め、その合理的調節を提案すると同時に、支那側の「協力」を増大し、しかも尚「支配権」は、結局外人の手に握って置くべきであることを、遠慮なく言明」していた。

會議における治外法権問題の日本側発言者は信夫淳平であった。信夫は中国の司法制度の現状のなかで、改善につ

いて最も重大なのは、裁判所の数や法典の文字ではなくて、司法権の独立であると指摘した。「司法機関に対する行政部殊に軍権の頭目からの頻々たる干渉圧迫は、到底法文の正しき適用を期待せしむるを許されない。行政部殊に軍権の有力者は、或犯罪人を何かの都合で成るべく速に処断して了いたいと欲すると、裁判所の審理に任して置いたのでは緩慢だからとして、勝手に未決監から引摺り出して勝手に処断する。之に対し裁判所には何等實際上の発言権は無い。新式の教育を受けた法官にして、会々司法の独立などを論じ、將た独自の判決を下すことでもあると、身分に實際上の保障なき彼等は忽ち齟首せられ、生活上の脅威を受くる虞あるから、挺身進んで之に当るを敢へてせず、心ならずも圧迫干渉を甘受するもの滔々として然りだ。党国党治主義の国民政府の下にありては、司法官も国民黨員に限られ、他の文武諸官と同じく党綱黨議に対して絶対服従の宣誓を為すのであるから、司法官の特色たるべき身分の保障と権限の独立なるものは、党の前には全然その声も形も無いのである。故に政府の要人なり党の幹部なりの犯罪者に対しては檢察官は之を起訴せんとしても許されない。彼等を被告とする民事訴訟に於て、裁判所が仮に被告を敗訴としても、その判決を執行するを得ない」。信夫はこのほかに、中国法官の瀆職行為、司法警察手續の腐敗を批判した。會議における日英米代表の所見は、中国の司法制度の現状においては、即時無条件的な治外法権の撤廃には不同意との結論に帰着したと信夫はみた。上海租界問題については、中国側が如何に不満であっても、イギリスの現在の地位を動かすことは不可能であり、租借地問題では議論がたゞ遼東租借地、関東州に触れるならば、「我国代表より即座に一蹴し去らるることは言はずと知れた話」であったと信夫は會議の趨勢を語っている（那須皓編「上海に於ける太平洋會議」一九三二年）。治外法権撤廃に対する列強の壁は依然として厚かったのである。



日本をのぞく全理事国（十三箇国）が十一月十六日までの期限付で日本軍の撤兵案に同意を表したなかで、在満日本軍は十一日黒竜江省の省政府所在地チチハルに進撃を開始した。口実となったのは洮昂（洮南——昂昂溪）鉄道の嫩江橋梁が爆破された事件である。十月中旬馬占山軍が該橋梁を爆破すると日本軍は期限付で修理を要求し、それが容れられないと満鉄に修理させた上北上を開始し、十八日には遂に北滿の要衝チチハルに突入した。チチハル占領により東三省の省政府所在地はすべて日本軍の掌握するところとなった。パリで理事会が再開された二日後のことである。有田（八郎）駐澳公使はパリから日本軍の北滿州への進出はなんら条約上の根拠がなく「嫩江派兵よりチチハル進出に至る最近の発展を目撃しては事の余りに無謀なるに啞然たらざるを得ず」と打電してきた。

幣原外相はパリ開催の理事会への対策を十五日芳沢に打電した。その要旨は時局收拾の現在における方策としては、(1)中国側との直接交渉により大綱協定五項目を承認させ、日本人の生命財産の安全を保障させた上で撤兵する、(2)中国側があくまで第三者の援助に期待し、日本との直接交渉を回避する場合は、地方治安維持会の発達をまち自主的に撤兵するの二途しかないというのであった。この第一策は十月二十四日の理事会で十三対一（日本）で否決されたものである。第二策をさらに具体的に表現すれば日本側が占領地に育成しつつある地方的治安維持機関の内容を充実させ、その実勢力が奥地方面に波及するのを待つて漸を逐つて日本軍を付屬地に集結するという方式である。この方式は国民政府はもとより、張学良政府も否認し、日本軍占領下に育成する傀儡政権と撤兵問題を交渉するという内容であり、満州の中国からの分離、独立国の育成という関東軍の九月構想、それを踏襲した十月の陸軍中央の構想に、幣原外相の構想が近づいてきたことを明確に示すものであった。

十一月十六日パリで再開された連盟理事会に、幣原外相は日本軍の撤兵は基本大綱が日中兩國間に成立するのが前提条件であるという十月の理事会における主張を繰返させるとともに、新たに国際連盟からの中国（満州を含めて）調査団の派遣を提案するにいたった。これは九月十八日以来、連盟からの調査員の派遣を強く拒否してきた幣原外相の従来の立場からみれば大きな方針の転換であった。この転換の実態をみるには、幣原外相の云う調査団の内容ならびに目的を考察する必要がある。調査団の目的は十一月二十日付の幣原外相より芳沢代表への訓令では、次の通りである。すなわち、極東の安寧攪乱の原因である中国の全般的状況、換言すればまず中国各地における排外排貨運動の状況を調査する、そしてその調査に基づいて、(1)中国は外国人の生命・財産の安固を確保する能力があるのか、また現在外国人の生命財産の安固は確保せられているのか、(2)中国は外国との間の条約を履行する能力があるのか、また現に既存の条約が完全に履行されつゝあるか、この二点を調査・検討するのが調査団の目的であった。一方、調査団は、満州事変に関する日中の直接交渉に干渉したり、あるいは日本軍の行動を監視するようなことは絶対にしてはならないと云うのである。

幣原外相は、この調査団が、調査をまず総括的問題よりはじめて、具体的問題に進め、中央の状況からはじめて地方の状況に進めることが重要であると主張した。何故ならば、中国では近代的機能を發揮できる統一政府が存在してないこと、国民政府ないし国民党が排外主義をとり、不平等条約否認を根本政策としていること、これらが外国人の生命財産への脅威、対外条約不実行の原因となつているので、この点に關しまず正確な認識を得ることが必要で、これなくして各地方の具体的事実を調査することは無意義だといふのである、つまり中国の全般的状況を認識した上で満州問題をその基盤から検討しなければならないという主張である。

中国が国際法上の近代的統一国家としての実体を具備していない現実、列国との条約を尊重遵守し、外国人の生命財産の安全を計る上において重大な障害をもっている実状を認識すれば、満州において日本軍が軍事行動による自衛を余儀なくされている状況が理解できるであろうというのが幣原外相の調査団にたいする期待であった。

十一月理事会の開催と平行して、幣原外相は中国軍の山海関以南撤退、錦州の中立地帯化の交渉を国民政府と執拗に繰返していた。錦州地域中立化の構想は、日本軍の錦州攻撃を必至とみた中国側から提案されたものであるが、中国側は中国軍の山海関以南撤退にあたって、撤退地域の中立維持、行政保全に第三国が介入かつ保障することを前提条件としていた。しかし幣原外相は連盟側からの勧告も退けて、第三国オブザーバーの現地派遣、あるいは第三国による保障措置は一切拒否し、この交渉は不成立に終わった。つまり英、米等列国が満州の現地の解決交渉に直接介入することを拒絶する幣原の方針は九・一八以来一貫しているが、連盟調査団が中国全体の実状を調査し、その眼であらためて満州の事態を検討することは歓迎するというのが幣原の姿勢であった。

十一月の時点での幣原外相の見解は、一見満州事変前に、板垣参謀長や石原参謀等関東軍首脳部のもっていた中国は近代統一国家を形成する能力はないという中国認識と近づいたかの如くである。しかし幣原の場合は、そのような現状認識から関東軍首脳部のように満蒙の中国よりの分離、日本の領土化あるいは独立国家化という構想にはならなかった。中国の現状の正確な認識の上で、幣原外相が意図したのは、同質の認識を深めることによつての、英、米などとの連携の回復であった。このことは、連盟派遣の調査団の構成メンバーを、英、米、仏など大国にのみ限定し、小国の参加を排除しようとした幣原の意図からも明白に推察ができるのである。

幣原外相の对中国政策の基本は、中国との不平等条約体制を維持しているイギリス、アメリカなど列強と共通的地

盤にたち、中国の国民的興望にそいながら、不平等条約体制の漸次的是正を計ろうとするにあり、そのなかで日本の独自の立場と權益をあわせて確保しようとするものであることは、本稿の冒頭で指摘したところである。この幣原の基本姿勢は、十一月と十二月の連盟理事会への対策のなかでも維持されたと云うことができよう。

日本の連盟規約あるいは不戦条約による勸告を無視した軍事行動の強行によって、その存在の理由を問われ窮地になつていた連盟は、調査団派遣の日本提案を歓迎した。調査団の調査対象が中国全般にわたることにたいし中国代表は強く反対した。しかし連盟首脳部は中国を説得し、結局十二月十日の理事会は、九月三十日決議以来初めての全会一致をもつて、英、米、独、仏、伊五カ国代表よりなる調査団の現地派遣を決定した。調査団の目的はほぼ幣原外相提案の趣旨にそつて了解されたのである。理事会の満州事変対策は、数カ月後と予想される調査団からの報告書提出をまつこととなつた。

理事会の決議をまつようにして、若槻内閣は閣内不一致によつて総辞職し、幣原外相も退陣の余儀なきにいたつた。

## 6

若槻内閣が総辞職し、幣原外交が終焉をみたのち、イギリスのサイモン外相は、リンドレー駐日大使をはじめ、ワシントン・ローマ・パリ駐在の各大使に、中国が予定している翌一九三二年一月一日からの治外法権の一方的廃棄に対処するため、イギリスと協力するよう要請させた(十二月二十二日)。とくにリンドレー大使には、中国各地の条約港で、予防措置が必要な場合には、イギリスは日本の協力を期待すると申し入れるよう指示を与えた。リンドレー大使は訓令にそい、十二月二十三日永井(松三)外務次官に会見し、もし一月一日中国側が治外法権の撤廃を実施する

ならば、イギリスは条約上の権利擁護のため對抗措置をとる旨を告げ、日本が共通の利益擁護のためイギリスと協力するよう要請した。永井次官は、イギリスの治外法権撤廃交渉は早急すぎると日本側では認識していたと告げ、日中間の交渉は行き詰ってをり、近い将来交渉が再開されるという見込みもないと語った。そして協力については閣議に諮った上回答することを約した。三十日永井次官は口頭でリンドレー大使に、日本は五月四日の国民政府の布告を承認しないし、また条約上の権利が侵害されればその擁護のために適当な措置をとると回答し、措置の内容や協力の程度は、侵害の状況によると伝えたのである。

イギリスはアメリカにも同じような打診を試みた。アメリカ國務省は、もし五月四日の布告が実施された場合には、嚴重な抗議を中国の中央、地方両政府に申し入れるが、その時には列国が共通な態度をとることが重要だとの考えであった。ホーンベック極東部長は、二十九日リンゼイ英大使と会見して國務省の方針を伝え、国民政府が一月一日までに如何な措置をとるか注視すると告げた。恐らく国民政府は現在の状況のもとで治外法権問題による列国との紛糾は回避するであろうとアメリカ側は予測したのである。

国民政府は十二月二十九日、五月四日に布告した「管轄在華外国人実施条例」は一月一日実施のはずであったが、各地の飢饉や災害で必要な準備ができなかったため、暫時延期する旨を発表し、治外法権撤廃による列国との対決を回避したのである。

中国駐在ランプソン英公使は、一九三二年一月十一日、我々は望んでいたもの、すなわち治外法権撤廃の無期限延期を得ることが出来たとサイモン外相に報告しているが、この「成果」に日本の惹起した満州事変の存在が大きく寄与したことは否定できない。そして日本は治外法権撤廃にあたって日本独自の難点であり、また絶対に譲歩の余地が

ないとしていた遼東租借地、満鉄付屬地の問題を、「満州国」という形で解決したと云うことができよう。中国が漸く関税自主権を全面的に実施し得たのは一九三三年塘沽停戦協定によって「満州国」との国境存在を事実上承認した直後のことである。

〔後記〕

本稿に使用した外務省文書は、近く刊行される「日本外交文書 満州事変 第一卷第三冊」に収録される予定であり、同書の日付順索引を参照されたい。たゞし治外法権問題については、外務省記録「支那法権撤廃問題北京会議 一件 治外法権委員会第一卷」(2・9・10・13―3)「支那治外法権問題 一件 参考資料第二卷」(B400C/X1)を使用した。

外務省外交史料館の田中正弘氏より種々御教示を受けたことを記して謝意を表したい。